

平成28年度特別研究会  
インターネット関連事件の  
諸問題について

H29. 3. 16

東京地方裁判所 判事 関 述之(せき のぶゆき)

# 本日の予定

## ○ インターネット関連事件の処理について

- 民事保全と民事訴訟の使い分け
- 要件（判断基準）
- 留意点

## ○ 検索サイト事案

- 最高裁平成29年1月31日決定

## ○ なりすまし事案・自己投稿事案

- インターネット関連事件の処理について
  - 民事保全と民事訴訟の使い分け
  - 要件（判断基準）
  - 留意点

- 検索サイト事案
  - 最高裁平成29年1月31日決定
- なりすまし事案

# 議論の対象

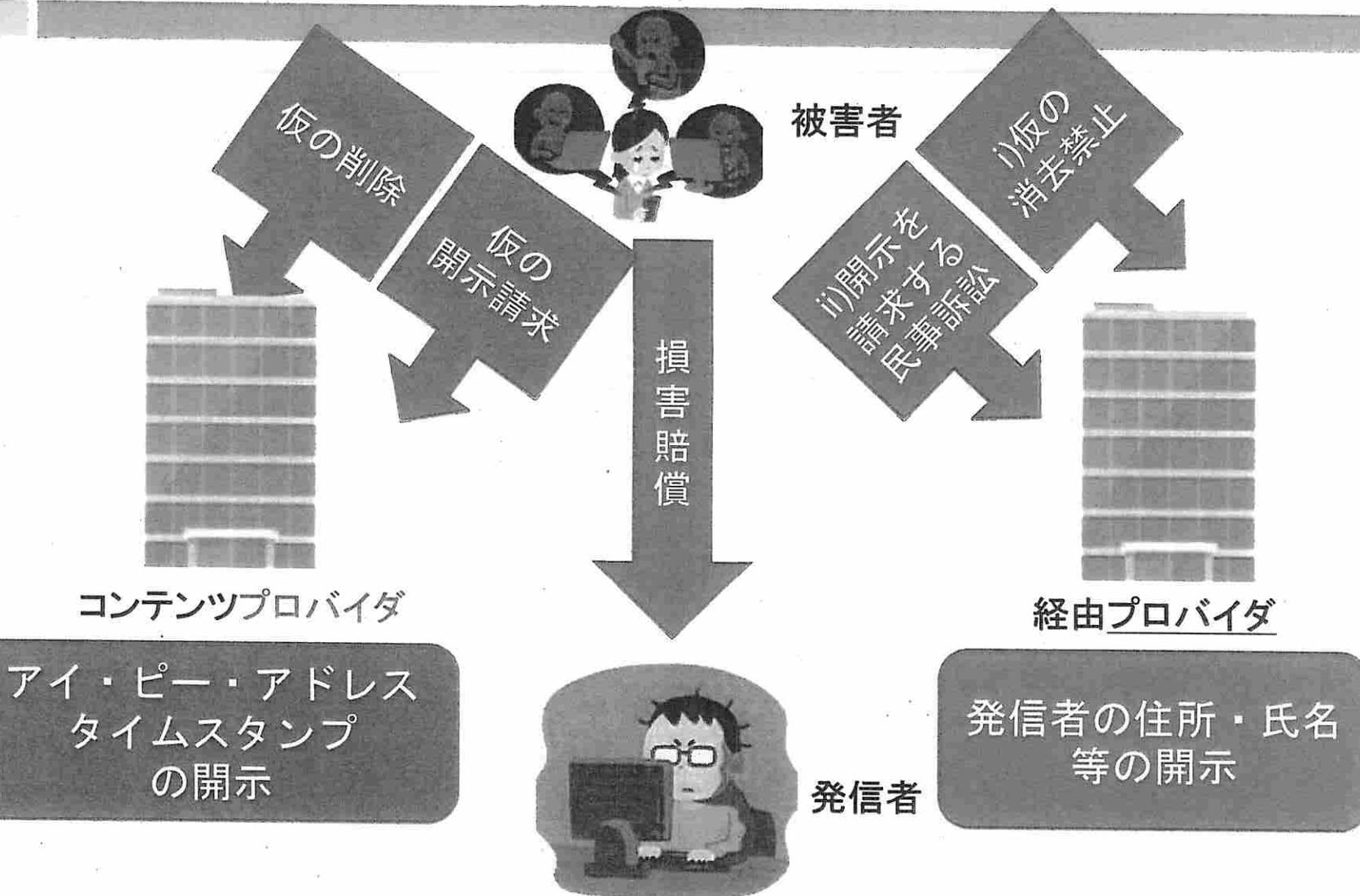
## 今回取り上げるのは・・・

□ インターネット上のサイトに、名誉を毀損したり、プライバシーを侵害するような、人格権侵害となる記事が掲載された事件に利用される仮処分・民事訴訟

## □ 特徴

- 被害者は、「記事の削除」や「損害賠償請求」を希望
- インターネット上では匿名・仮名での投稿が可能
- =投稿の発信者に対する責任の追及が直ちにはできない。

# 民事保全と民事訴訟との使い分け



# 要件

6

## □ 被保全権利・訴訟物

- (仮の) 削除: 人格権としての名誉権又はプライバシー権等に基づく妨害排除・予防請求権
- 発信者情報開示・消去禁止: プロバイダ責任制限法4条1項の発信者情報開示請求権
- 要件「侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らか」

名誉権又はプライバシー権  
→人格権侵害による損害賠償・差  
止請求の判断枠組みを参考

## （仮処分の場合）保全の必要性

# 判断基準

- 新聞記事：当該表現内容についての一般人の普通の注意と読み方を基準（最判昭31.7.20）
- インターネット：新聞記事等における人格権侵害の成否の判断基準がそのまま妥当するのが原則
  - 民事：最判平24.3.2＝名誉毀損の事案
  - 刑事：最決平22.3.15＝名誉毀損罪の事案
    - 個人利用者がインターネット上に掲載したものであるからといって、閲覧者が信頼性の低い情報と受け取るとは限らない
    - 対抗言論の法理（対抗言論による名誉回復が可能な場合は、裁判所の介入を否定する法理）の否定

# 根拠となりうる権利

8

## 削除請求（人格権に基づく差止請求権）

### □ 名誉権

- 北方ジャーナル事件（最判昭61.6.11）
- ※公職の候補者の事案
- ※出版差止仮処分＝事前規制
- インターネット関連仮処分・民事訴訟＝事後規制
- ※他に、最判平成9.9.9（判断基準）なども参照

### □ プライバシー

- 「石に泳ぐ魚」事件（最判平14.9.24）
- ※名誉権とプライバシーの双方を理由とする差止請求
- ※事例判決

### □ 前科前歴（プライバシー権のひとつ）

- 「ノンフィクション逆転」事件（最判平6.2.8）
- ※損害賠償の事案

# 根拠となりうる権利（続）

## □ 削除請求（続き）

### □ 氏名権

- 最判平18.1.20（氏名を他人に冒用されない権利）
- ※結論は請求棄却

### □ 肖像権

- 最判平17.11.10
- ※損害賠償請求の事案

### □ パブリシティ権

- 最判平24.2.2（ピンクレディ事件）
- 調査官解説で差止請求権の要件に言及

### □ 発信者情報開示請求・消去禁止

# 実務上の留意点

10

## 目録

- 目録と疎明資料との照合 (URL, 投稿記事の内容等)
- 目録の書式は八木一洋ほか「民事保全の実務」(第3版増補版) 上巻344頁以下, 野村昌也・判タ1395・25を参照

## 審理

- プロバイダ責任制限法4条が委任する総務省令の改正に注意
- 疎明資料の訳文=疎明資料の選択は, 翻訳が必要となることも念頭に

## 判決・決定書の閲覧制限 (最決平29・1・31)

## ■ インターネット関連事件の処理について

- 民事保全と民事訴訟の使い分け
- 要件（判断基準）
- 留意点

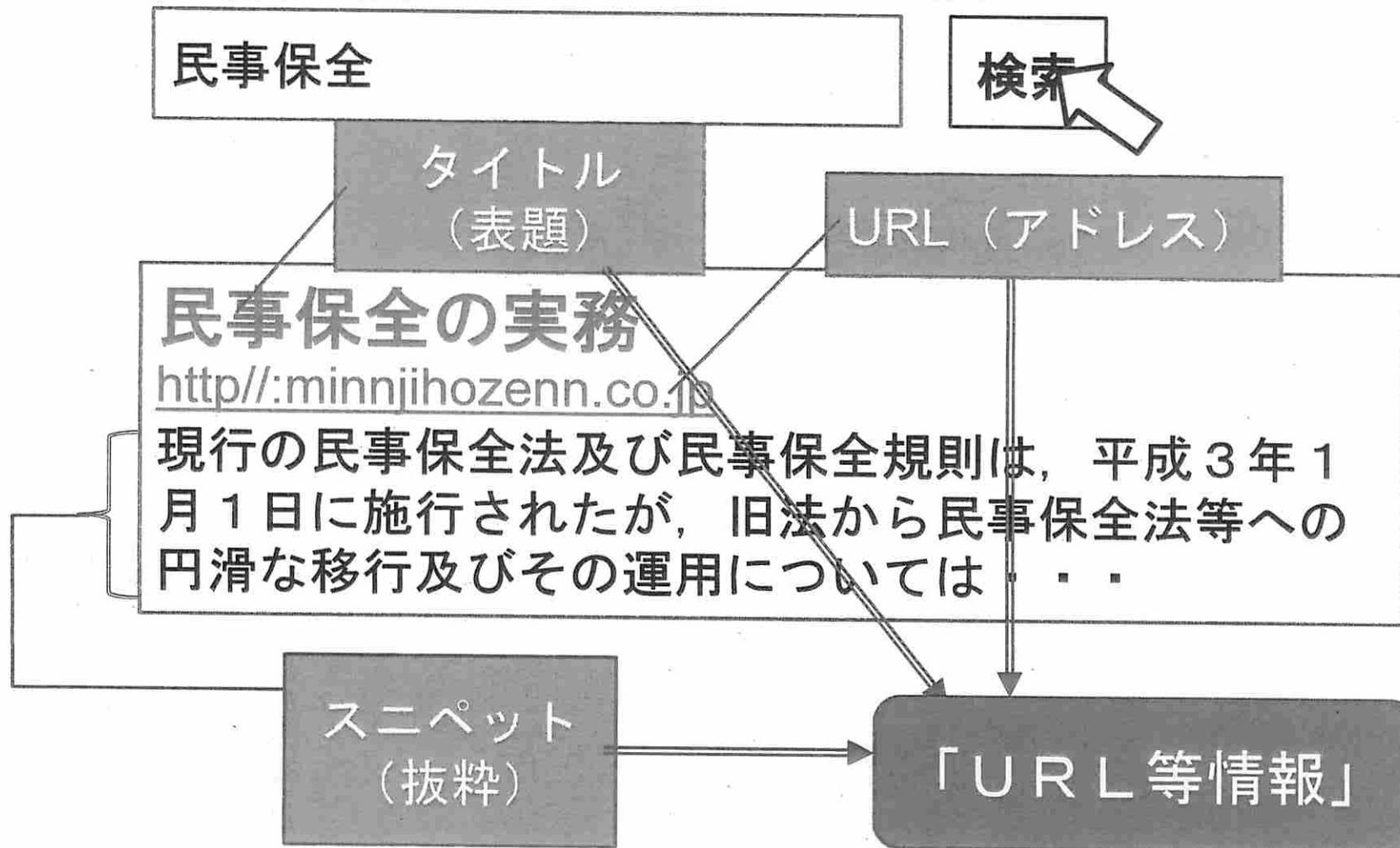
### ■ 検索サイト事案

- 最高裁平成29年1月31日決定

### ■ なりすまし事案

# 検索サイトの内容

12



# 検索サイト事案

13

甲野太郎



甲野太郎ってどうよ？

<http://3ch.com>

1.名無しさん 〇〇株式会社の営業の甲野太郎（52歳）は詐欺師。平成5年に詐欺罪で逮捕されて懲役3年の実刑を食らったのに、今も・・・

最高裁平成29年1月31日決定＝判断基準

# 最高裁平29・1・31決定

14

検索事業者が、ある者に関する条件による検索の求めに応じ、その者のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL等情報を検索結果の一部として提供する行為が違法となるか否かは、

- 二 検索事業者が、ある者に関する条件による検索の求めに応じ、その者のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL等情報を検索結果の一部として提供する行為が違法となるか否かは、
  - 二 当該事実の性質及び内容、当該URL等情報を提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、
  - 二 当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべき
  - 二 その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、
    - 二 検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができる。

# 平成29年決定以前の裁判例

15

## 二 A説：等価値的比較衡量

□ 「ノンフィクション逆転」最高裁判決：「前科等に関わる事実を公表されない法的利益が優越するとされる場合」

## 二 B説：比較衡量によるが、被害の重大性・回復困難性などの要件を付加

□ 「石に泳ぐ魚」控訴審判決（東京高判平13・2・15）：

被害者側の不利益と侵害者側の不利益とを比較衡量し、「侵害行為が明らかに予想され、その侵害行為によって被害者が重大な損失を受けるおそれがあり、かつ、その回復を事後に図るのが不可能ないし著しく困難になると認められるとときは事前の差止めを肯認すべき」

## 二 C説：「検索事業者＝情報の媒介者」論

# 平成29年決定で判断されたこと(1)

16

## 「検索事業者＝情報の媒介者」論（C説）の排斥

- 媒介者論：検索事業者は、自ら表現をしているわけではなく、表現者と利用者との媒介者的地位にあるにすぎないから、リンク先の記事の記載内容にかかわらず、中立公平に検索結果を表示すべきなのであって、検索結果の削除義務は極めて限定的に認めるべき
- （決定）：表示の順序等を決めるアルゴリズムは、検索事業者の意図した結果を得るようにできているので、検索結果は検索事業者の表現行為

## 判断されたこと(2)

- 「比較衡量によるが、被害の重大性・回復困難性などの要件を付加」という立場（B説）の排斥
- 平成29年決定=B説のいう、侵害行為が明らかに予想されること、被害者が重大な損失を受けるおそれ、その回復を事後に図るのが不可能ないし著しく困難を差止めの考慮要素とせず

平成29年決定：・当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべき  
・その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、  
・検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができる。

# 判断されたこと(3)－1

18

## 二 削除の範囲（要件）

- 基本的にはA説=「ノンフィクション逆転」事件  
最高裁判決の延長線上
- しかし、削除を緩やかに認めるに・・・
  - ①検索事業者の活動の根幹を制約
  - ②検索サービスはインターネット上の情報流通の基盤  
として大きな役割=簡単に検索結果の削除に結びつけ  
るのは問題

## 一 優越することが「明らか」

# 判断されたこと(3)－2

19

## 優越することが「明らか」

- 等価値的利益衡量論の懸念の除去
- 実体的要件（証明の程度についての要件ではない）
- 削除を認めるために極端に高いハードルを課する趣旨ではない
- 判断が微妙な場合に安易な検索結果の削除を戒めることに主眼

# 判断されたこと(4)

20

## 補充性の主張の排斥

- 補充性の主張：検索結果に表示されたリンク先の記事の削除を求めれば被害者の権利救済として足りるから、検索事業者は検索結果についての削除義務を原則として負わない。リンク先記事が削除できない場合にのみ、補充的に検索事業者に削除請求できる。
- 平成29年決定は、リンク先記事の削除請求があつたことを検索事業者に対する削除請求の要件とはしていない。

## 判断されたこと(5)

- タイトル・スニペットの一部のみの削除の否定
  - 予備的主張として：検索結果の中に違法な表現があるとしても、検索結果の削除が認められるのは、検索結果のタイトルやスニペットの中の違法な表現の部分のみであり、URL・タイトル・スニペットを全部削除することは、表現の自由に対する過剰な制約となる
  - 決定：同決定で示した判断基準を満たした場合には、当該「URL等情報」を削除できる
    - タイトルやスニペットのみの削除=URLのみ残る
    - =かえって利用者の目を引き、権利救済にならない

# 判断されたこと(6)

## □ 比較衡量時の考慮要素

- 当該事実の性質及び内容
- 当該URL等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度
- その者の社会的地位や影響力
- 上記記事等の目的や意義
- 上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化
- 上記記事等において当該事実を記載する必要性

「上記記事」＝リンク先の記事

・実際の審理では、スニペットに表示された内容のリンク先記事があると推認  
→リンク先の記事の提出は必要なもののみ

# 判断されていないこと

- 「忘れられる権利」
- 名誉毀損・更生を妨げられない利益
- プライバシーとして保護される要件
  - 「個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は、法的保護の対象となるというべきである」とは説示しているものの、プライバシーに属するものとして法的保護の対象となるための要件については判断せず
- 損害賠償請求権の要件
- 削除請求=差止請求に対してのみ判断

## ○ インターネット関連事件の処理について

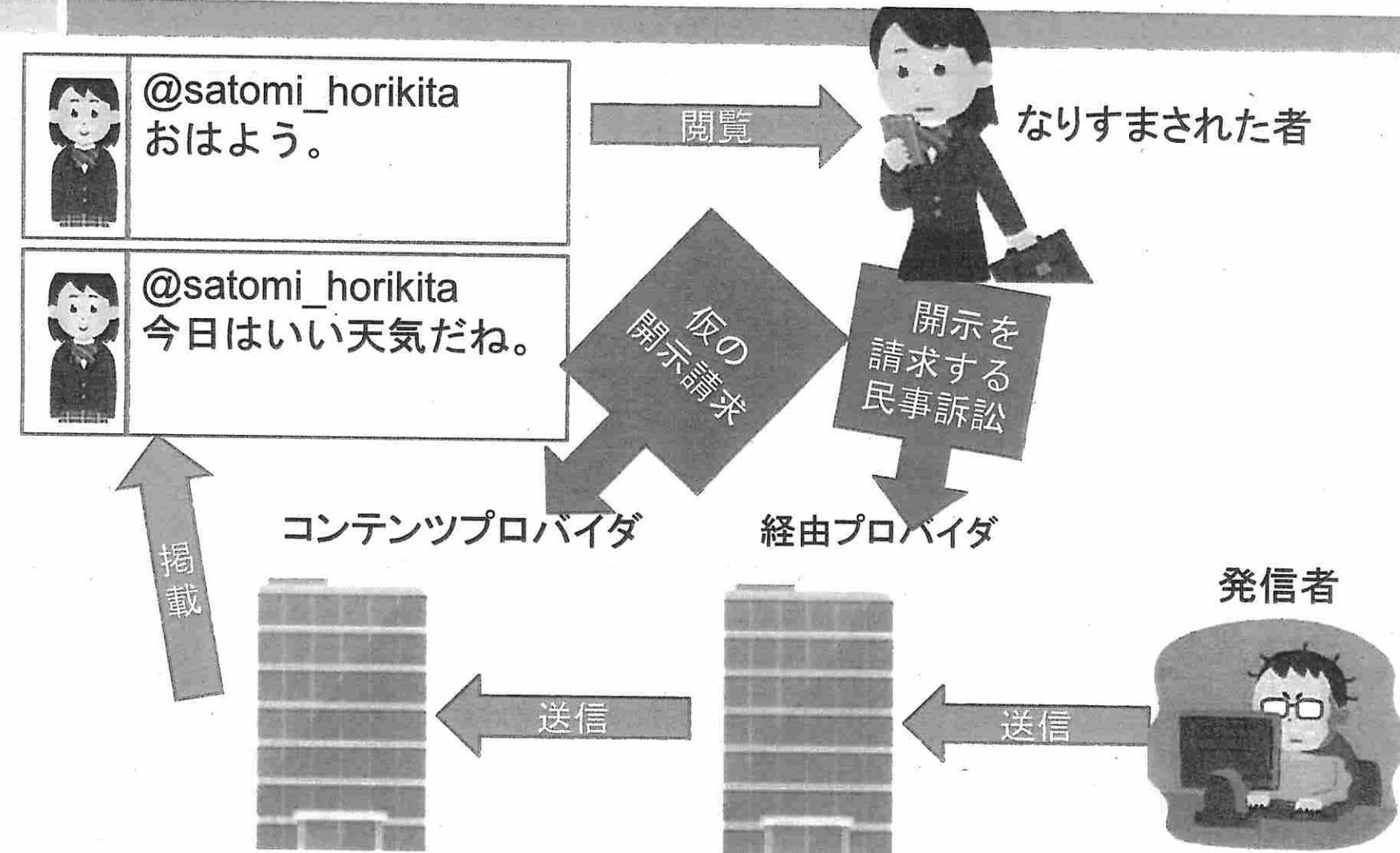
- 民事保全と民事訴訟の使い分け
- 要件（判断基準）
- 留意点

## ○ 検索サイト事案

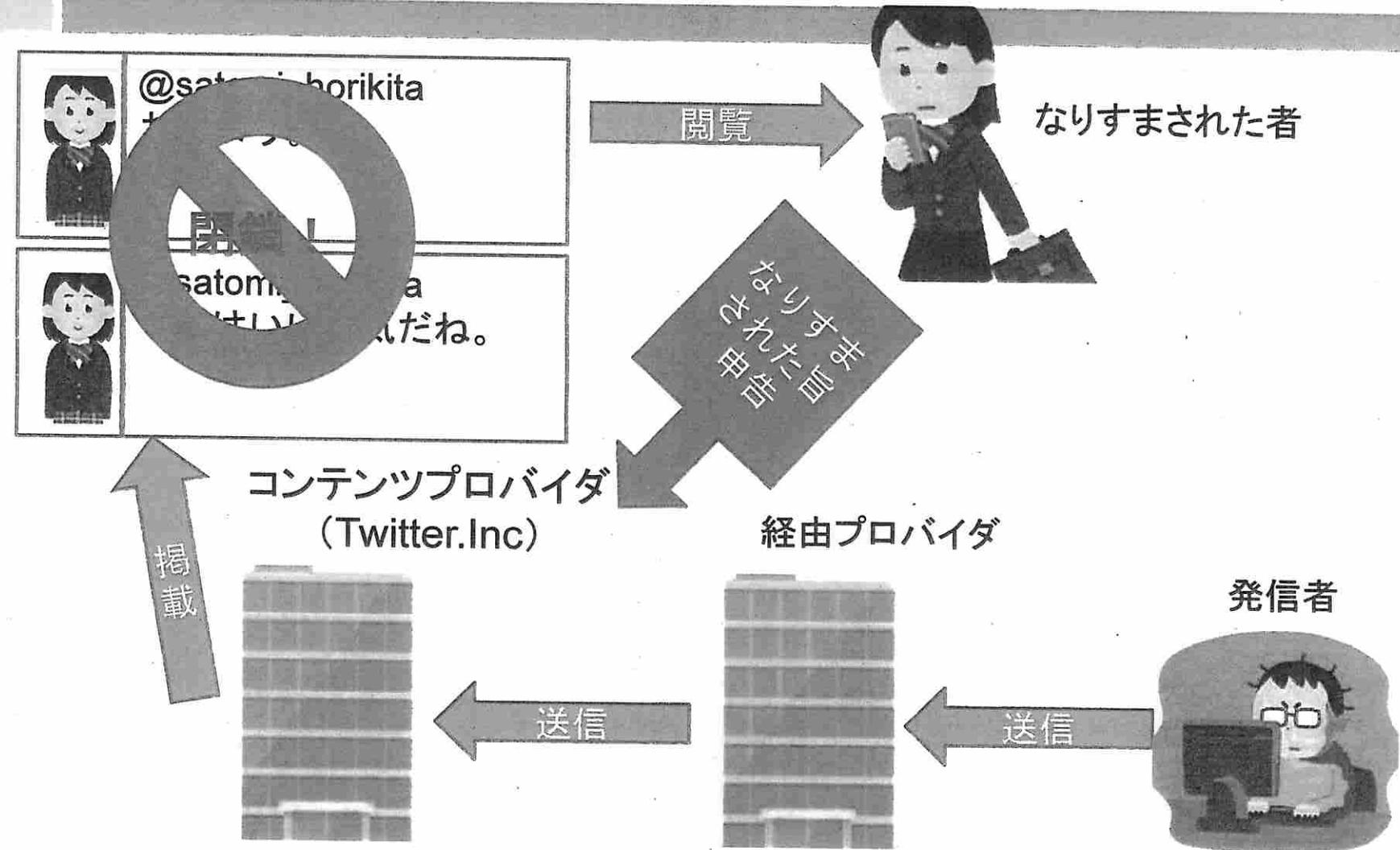
- 最高裁平成29年1月31日決定

## ○ なりすまし事案・自己投稿事案

# なりすまし事案



# なりすまし事案



# なりすまし事案（権利侵害）



@satomi\_horikita  
おはよう。



@satomi\_horikita  
今日はいい天気だね。

人格権の侵害？

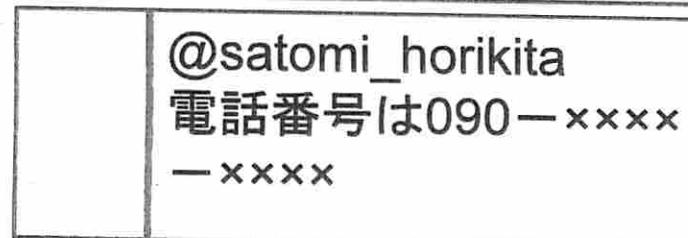
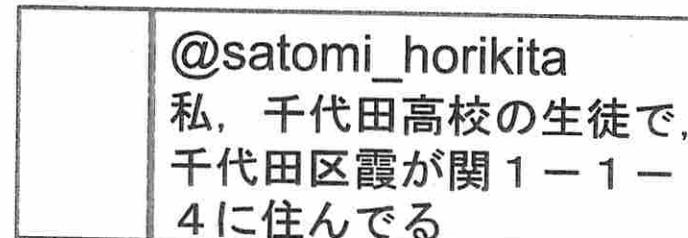
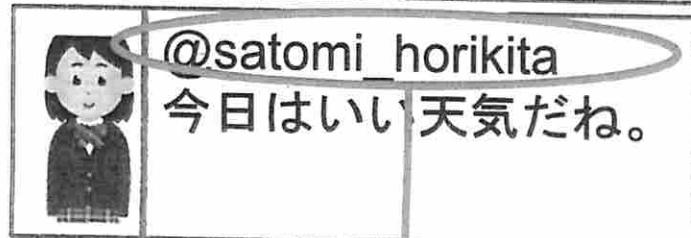
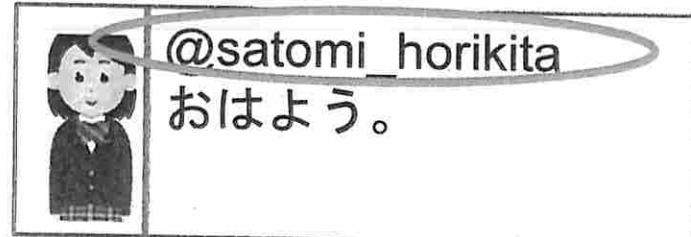
@satomi\_horikita  
カンニングなう。

@satomi\_horikita  
万引きなう。

@satomi\_horikita  
援助交際なう。

名譽権侵害

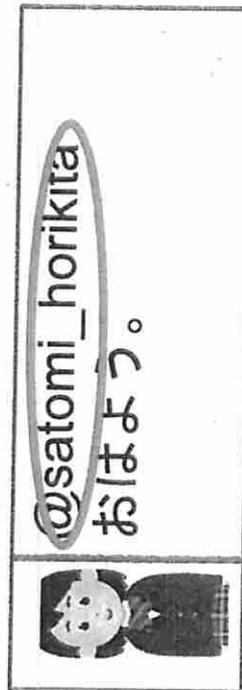
# なりすまし事案（権利侵害）



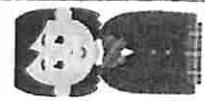
プライバシー侵害

氏名の冒用  
→人格権としての氏名権の侵害？

# なりすまし事案（権利侵害）



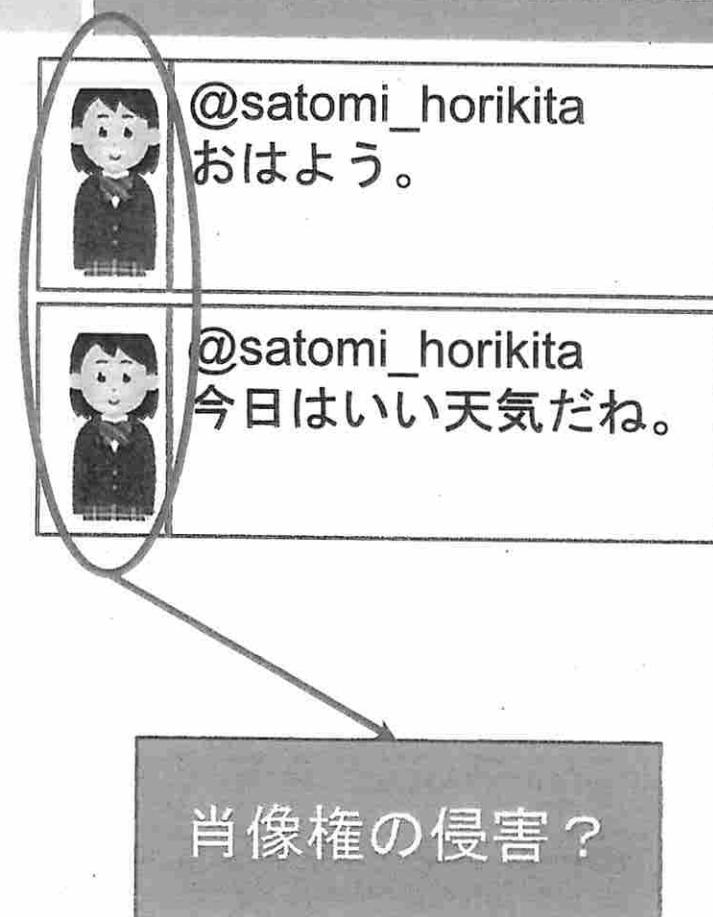
↓  
@satomi\_horikita  
今日はいい天気だね。



最判H18.1.20  
氏名は、その個人の人格  
の象徴であり、人格権の  
一内容を構成  
二人は、その氏名を他人  
に冒用されない権利  
→侵害行為の差止めも可

- ↓  
・ 氏名冒用十投稿  
・ 氏名権の侵害あるか？  
・ 氏名定可能

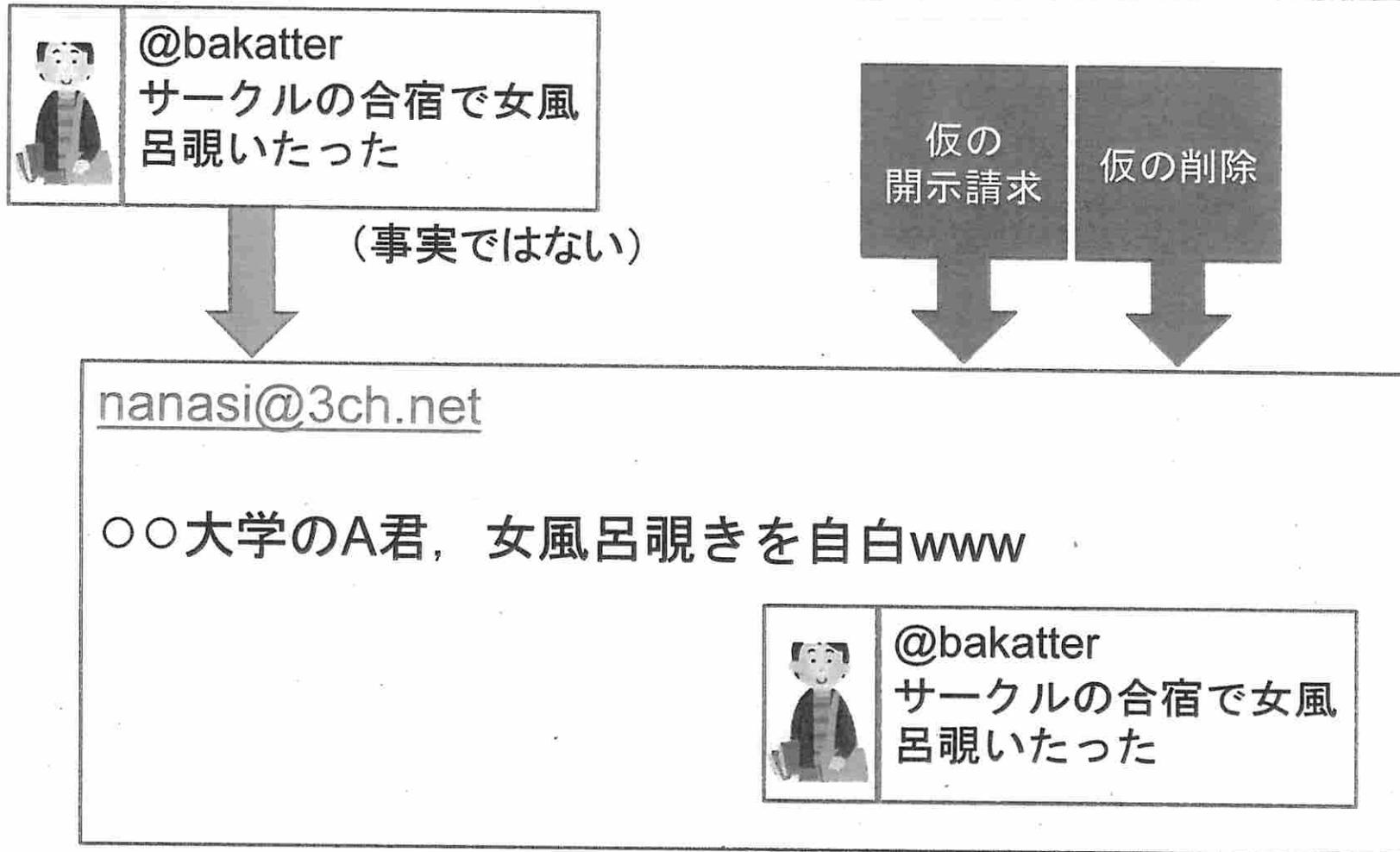
# なりすまし事案（権利侵害）



肖像権（何人も承諾なしに  
みだりに容ぼう・姿態を公  
表されない人格的利益）

写真を公表していても  
ネット上に掲載されること  
まで承諾せず

# 自己投稿事案（研究問題4の一部）



ご静聴ありがとうございました